

議案第31号

平成30年度二宮町下水道事業特別会計予算

平成30年度二宮町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ968,794千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、192,800千円と定める。

平成30年2月27日提出

二宮町長 村田 邦子

# 第1表 歳入歳出予算

## 1 歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		15,288
	1 分担金	554
	2 負担金	14,734
2 使用料及び手数料		275,921
	1 使用料	275,491
	2 手数料	430
3 国庫支出金		80,000
	1 国庫補助金	80,000
4 繰入金		395,779
	1 他会計繰入金	395,779
5 繰越金		9,000
	1 繰越金	9,000
6 諸収入		6
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	3
7 町債		192,800
	1 町債	192,800
歳入	合計	968,794

## 2 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		202,116
	1 下水道総務費	202,116
2 事業費		222,671
	1 公共下水道事業費	222,257
	2 流域下水道事業費	414
3 公債費		543,007
	1 公債費	543,007
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	968,794

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
排水設備水洗化改造資金として融資した金融機関 に対する損失補償(平成30年度分)	平成30年度 ～ 平成35年度	1,900

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道 事業債	192,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金等につ いて、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし町財政の都合によ り据置期間及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還もしくは低利に 借換えすることができる。